

事前評価調書

I 事業概要											
事業名	農業農村整備事業（特定農業用管水路特別対策事業）										
地区名	平坂地区										
事業箇所	西尾市平坂町 外										
事業のあらまし	<p>本地区は、西尾市の西部に位置する農業地帯である。本地区の用水路は、1970年度から1977年度までに実施した県営ほ場整備事業でパイプライン化された。用水管には、当時は施工性に優れ安価であった石綿セメント管が多用された。</p> <p>設置から40年以上が経過し、老朽化に伴う破損等が頻発しており、破損した管を撤去する際の石綿粉じんにより農業従事者等の健康に被害を与えることが懸念されている。</p> <p>このため、石綿セメント管を塩化ビニル管等に更新することで、漏水被害と石綿に起因する健康被害を防止し、農業生産の維持及び農業経営の安定を図る。</p>										
事業目標	<p>【達成（主要）目標】 用水路を改修し、漏水被害と石綿に起因する健康被害を防止する。</p> <p>【副次目標】 —</p>										
事業費	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">事業費</th><th colspan="3">内訳</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">30.4 億円</td><td colspan="3">■工事費 26.4 億円、■用補費 0.4 億円、■その他 3.6 億円</td></tr> </tbody> </table>	事業費		内訳			30.4 億円		■工事費 26.4 億円、■用補費 0.4 億円、■その他 3.6 億円		
事業費		内訳									
30.4 億円		■工事費 26.4 億円、■用補費 0.4 億円、■その他 3.6 億円									
事業期間	採択予定年度 2020 年度 着工予定年度 2021 年度 完成予定年度 2028 年度										
事業内容	用水路工 38.8km										
II 評価											
① 事業の必要性	1) 必要性	本地区の用水管は、石綿セメント管が多用されているが、設置から40年以上が経過し、老朽化に伴う破損等が2年間（2018～2019）に22件発生している。また、大規模地震時の地盤の液状化に伴う破損も危惧され、破損した管を撤去する際の石綿粉じんが農業従事者等の健康を害することが懸念されている。石綿含有製品については速やかな代替化が求めてられており、石綿セメント管を全て塩化ビニル管等に更新し、漏水被害と石綿に起因する健康被害を防止する必要がある。									
	判定	A : 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B : 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。									
	【理由】 老朽化に伴う破損等が頻発しているため、早急に石綿セメント管を更新し、漏水被害と石綿に起因する健康被害を防止する必要がある。										

② 事業の効果	1) 貨幣価値化可能な効果（費用対効果分析結果）	【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析結果】																																																																											
		区分		事前評価時 (基準年：2019)		備考																																																																							
		費用 (億円)	事業費		22.5																																																																								
			その他費用 注)		15.0																																																																								
		合計 (C)		37.5																																																																									
		効果 (億円)	作物生産効果		52.0		水稻、大豆、小麦、たまねぎ(春)、 にんじん(冬)、だいこん(冬)、カーネーション																																																																						
			品質向上効果		43.4		水稻、にんじん(冬)																																																																						
			営農経費削減効果		△ 1.2																																																																								
			維持管理費節減効果		△ 2.8																																																																								
			合計 (B)		91.4																																																																								
		(参考) 算定 要因	(参考) 水稻作付面積(ha)		209.7																																																																								
			畑(路地)作付面積(ha)		75.1																																																																								
			畑(ハウス)作付面積(ha)		3.5																																																																								
			費用対効果分析結果 (B/C)		2.4																																																																								
※金額は、社会的割引率(4%)を用いて現在の価値に換算したもの。																																																																													
※四捨五入により端数が合わない場合がある。																																																																													
注) その他費用の内訳																																																																													
①当該施設																																																																													
再整備費+事業着工時点の資産価額-評価期間終了時点の資産価額																																																																													
②当該施設と一体的に効用を発揮する関連施設(地区内既設利用施設、国営矢作用水)																																																																													
再整備費+事業着工時点の資産価額-評価期間終了時点の資産価額																																																																													
※評価期間: 49年(当該事業の工事期間9年+40年)																																																																													
【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析手法】																																																																													
「新たな土地改良の効果算定マニュアル」(2015年9月農林水産省農村振興局整備部監修)による。																																																																													
③ 事業の実効性	2) 貨幣価値化困難な効果	該当なし																																																																											
		判定	A	A: 十分な事業効果が期待できる。 B: 十分な事業効果が期待できない。																																																																									
			【理由】 費用対効果分析結果から十分な効果が期待できる。																																																																										
③ 事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>2020</th><th>2021</th><th>2022</th><th>2023</th><th>2024</th><th>2025</th><th>2026</th><th>2027</th><th>2028</th><th>合計</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査・設計</td><td>←</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>→</td><td></td></tr> <tr> <td>用地補償</td><td></td><td>←</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>→</td><td></td></tr> <tr> <td>工事</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・用水路工</td><td></td><td>←</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>→</td><td></td></tr> <tr> <td>事業費(億円)</td><td colspan="2">15.8</td><td colspan="2" rowspan="2">14.6</td><td colspan="5" rowspan="2">30.4</td><td></td></tr> </tbody> </table>											2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	合計	調査・設計	←								→		用地補償		←							→		工事											・用水路工		←							→		事業費(億円)	15.8		14.6		30.4					
	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	合計																																																																			
調査・設計	←								→																																																																				
用地補償		←							→																																																																				
工事																																																																													
・用水路工		←							→																																																																				
事業費(億円)	15.8		14.6		30.4																																																																								
土地改良法に基づく地元申請の事業であり、地元の合意形成が図られている。																																																																													

	3) 環境への影響	環境に著しい影響を及ぼさないよう、保全対象生物が減少する時期の施工、保全対象生物の工事区域外への一時移動、濁水・土砂流出の防止や、低騒音・低振動・排出ガス対策型建設機械の使用等の対策を実施する。また、石綿セメント管の撤去・処分にあたっては、周辺への石綿の飛散防止を図り、自然環境、生活環境への影響に配慮する。						
	判定	A	A : 事業計画の実効性が期待できる。 B : 事業計画の実効性が期待できない。					
	【理由】 地元の合意形成が図られており、実効性が期待できる。							
④事業手法の妥当性	1) 代替案の比較検討結果	石綿含有製品については速やかな代替化が求められており、石綿セメント管の撤去にあわせて現在の位置で改修する計画が経済的かつ効率的であり、最も妥当な計画である。						
	判定	A	A : 手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。 B : 手段には代替性があり、改善の余地がある。					
	【理由】 経済性、現地状況から、最も妥当な事業計画である。							
III 対応方針（案）								
事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。: 上記①～④の評価すべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。							
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容								
■対象（事業完了後5年目） □対象外								
【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】								
—								
【主な評価内容】 施設の維持管理状況								
V 事業評価監視委員会の意見								
平坂地区の対応方針（案）[事業実施] を了承する。								
VI 対応方針								
事業実施								